

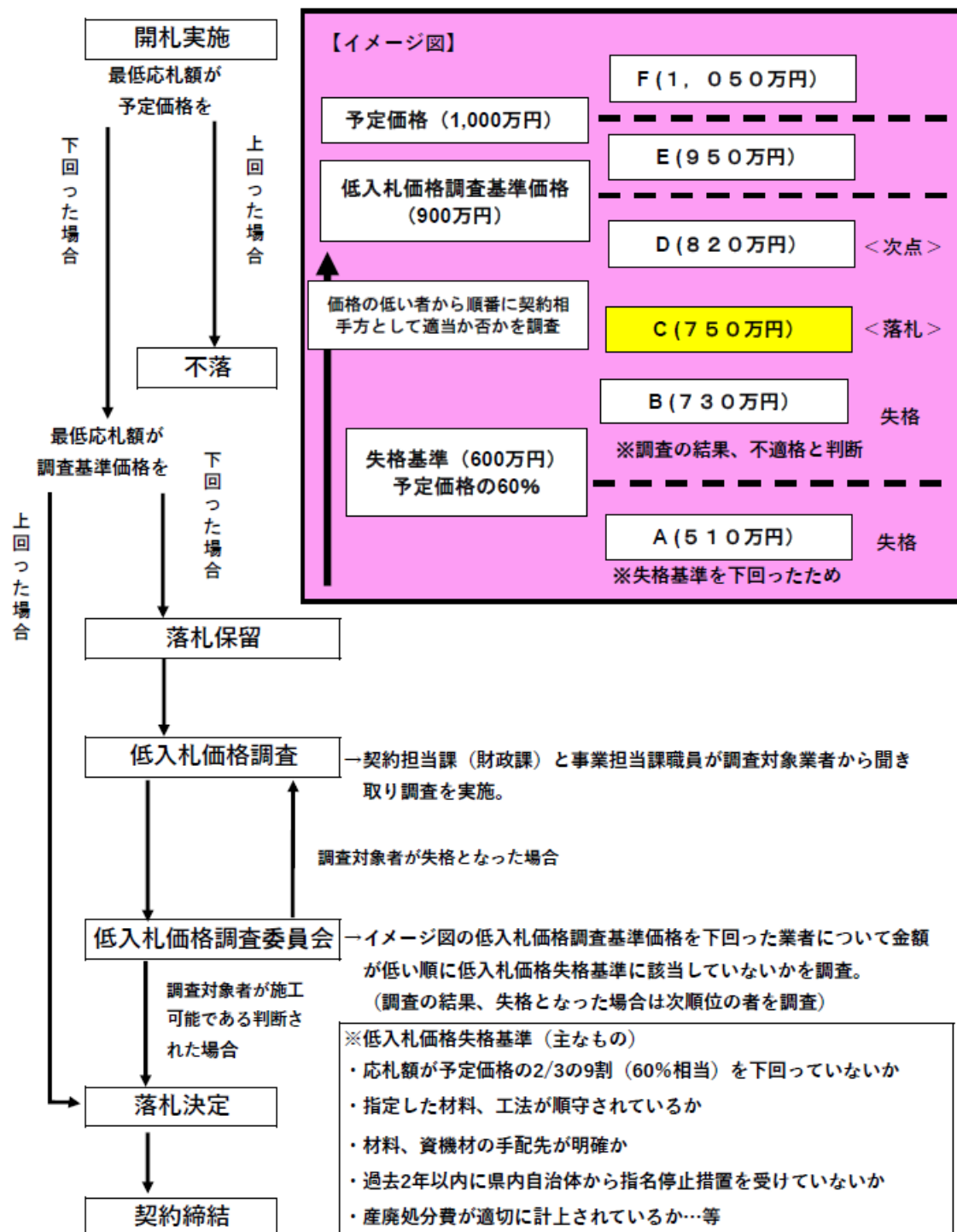
最低制限価格制度の導入について

1 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について

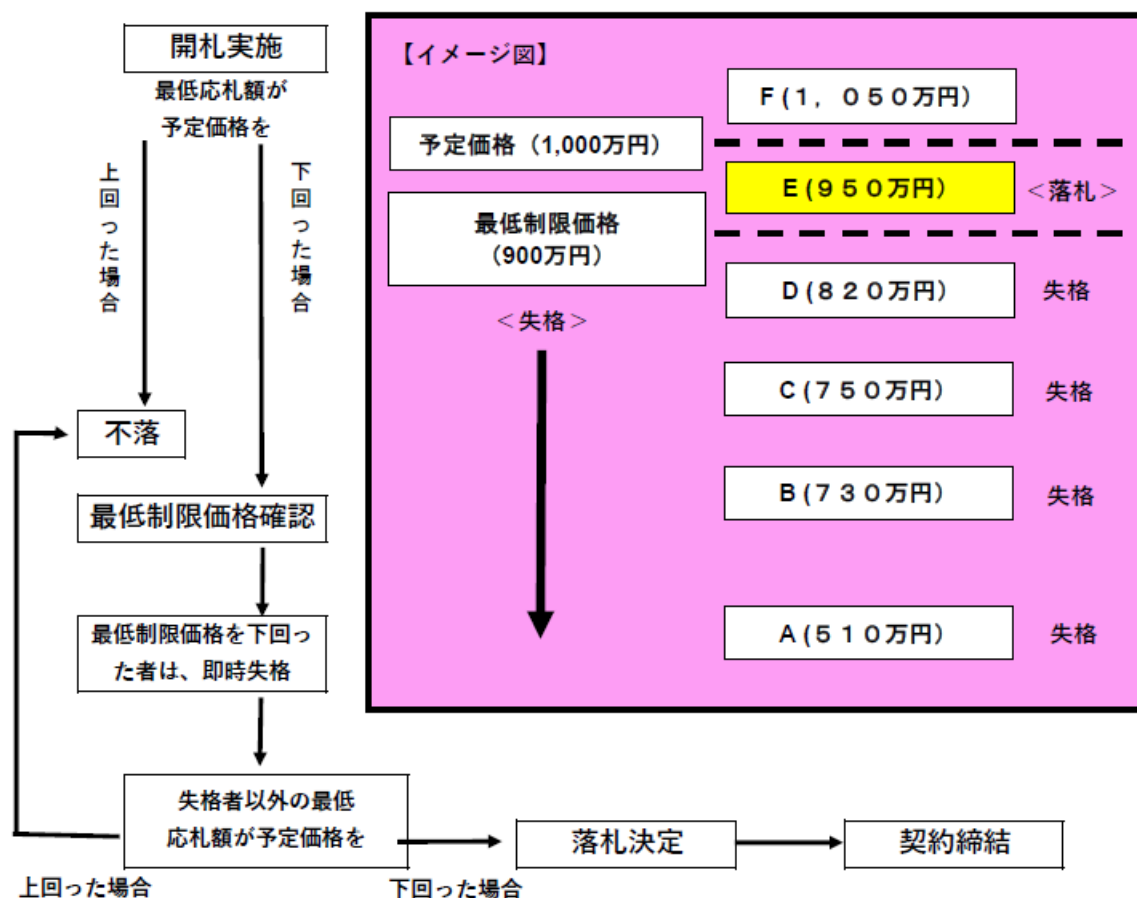
本町ではこれまで、公共工事等における過度な低価格受注（ダンピング）の防止を目的とし、「低入札価格調査制度」を運用してきましたが、今回新たに「最低制限価格制度」を導入し、更なる公共工事の品質向上、地域建設業の安定的な経営環境の確保を図るものです。

なお、両制度の概要は以下に示すフローチャートのとおりです。

<低入札価格調査制度フローチャート>



<最低制限価格制度フローチャート>



2 対象事業

令和8年10月1日以降に公告・指名通知を行う案件のうち、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

<最低制限価格制度>

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が200万円以上3,000万円未満の建設工事で、大和町契約業者指名委員会又は大和町入札参加条件設定委員会（以下、「指名委員会等」という。）が決定したもの。
- (2) 予定価格が100万円以上2,000万円未満の建設工事関連業務で、指名委員会等が決定したもの。

<低入札価格調査制度>

- (1) 予定価格が3,000万円以上の建設工事で、指名委員会等が決定したもの。
- (2) 予定価格が2,000万円以上の建設工事関連業務で、指名委員会等が決定したもの。

※対象事業については公告または指名通知書にてその旨をお知らせします。

3 基準額の算定方法について（最低制限価格制度及び低入札価格調査制度で共通）

・工事（下表 1～4 の合計）

種類	1	2	3	4	上限額	下限額
建築工事	直接工事費 ×0.9× 0.97	共通仮設費 ×0.9	(直接工事費×0.1+ 現場管理費)×0.9	一般管理費 ×0.68	予定価格× 0.92	予定価格× 0.75
その他の工事	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費 ×0.68	予定価格× 0.92	予定価格× 0.75

・建設工事関連業務（下表 1～4 の合計）

種類	1	2	3	4	上限額	下限額
測量業務	直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費× 0.48		予定価格× 0.82	予定価格× 0.6
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費 の額	特別経費の 額	技術料等経 費×0.6	諸経費× 0.6	予定価格× 0.8	予定価格× 0.6
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 ×0.9	一般管理費 等×0.48	予定価格× 0.8	予定価格× 0.6
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費 ×0.9	解析等調査 業務費× 0.8	諸経費× 0.48	予定価格× 0.85	予定価格× 2/3
補償関係コンサルタント業務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価 ×0.9	一般管理費 等×0.45	予定価格× 0.8	予定価格× 0.6